

相談室だより 2019年3月

担当：米の山病院 MSW 渡辺

だんだんと暖かくなり、春らしくなってきましたね。
桜の花も咲き始め、そろそろお酒がおいしくなる季節。今年はどこで花見をしようかと悩んでいるところに、ある Dr からの指令が……。認知症患者の免許更新について、調べておくようにとの依頼が入り、確認作業を行いました。ということで、今回は高齢者の運転免許について、相談室だよりを書いていきたいと思います。
しばしお付き合いをお願いします。



『高齢者運転・免許更新について』

平成 29 年 3 月 12 日に施行された道路交通法の一部を改正する法律により、高齢者の免許更新が一部変更され、高齢者講習制度が変更となっています。75 歳以上の方、70～75 歳未満の方、認知機能の低下があり医師が運転は難しいと判断した方について、ここでは記載していきます。



★ 75 歳以上の方

運転免許更新案内のハガキが届いたら、認知機能検査の予約を行います。認知機能検査を受けてもらい、その後高齢者講習（認知機能検査に基づき 2～3 時間）を受講して、免許更新となります。手数料は 8 千円ほどかかります。



★ 70～75 歳未満の方



75 歳以上の方同様に、免許更新案内のハガキが届いたら、高齢者講習の予約を行います。高齢者講習（2 時間程度）を受講して、免許更新になります。手数料は 5 千円ほどかかります。

高齢者講習については、道路交通法で受講が義務付けられており、受講しない場合には、運転免許証の更新ができません。また、高齢者講習とは別に任意の講習として、チャレンジ講習や簡易講習などがあります。



★ 認知機能の低下により医師から車の運転が危険と判断された方

医師により自動車運転が危険と判断された場合には、まずは警察署へ連絡を行い、県公安委員会が策定した診断書（様式）をもらい、医師がその様式に従い、診断書を作成します。出来上がった診断書を警察署又は県警察本部へ郵送します。診断書を受け取った、県運転免許管理課が診断書を見て審査を行います。運転不可能と判断された場合には、行政処分2係が免許取り消しを本人へ通知することになります。尚、免許取り消しまでのタイムラグが発生することが予想されますが、今のところは規定が存在しません。そのため、免許取り消しが決定するまでに、運転を行い事故など起こされた場合には、保険がおりないケースもあり、家族へ賠償請求されるといった事案も見受けられますので、慎重な判断が必要となります。



皆さんからよくある質問について



① 自賠償保険は出ますか？

自賠償保険は認知症の人が運転していた場合でも出ますが、最高額が決まっています。被害者が死亡した場合には、最高 3,000 万円、怪我の場合には 120 万円、後遺障害の場合には 4,000 万円となっています。相手の車に対する補償がありませんので、注意が必要です。

② 任意の自動車保険は出ますか？

認知症の運転手が事故を起こしたとき、任意保険からは相手の怪我や死亡を補償する対人賠償、相手の車などモノを補償する対物賠償は保険がでます。

③ 人身傷害は出ますか？

人身傷害とは運転者や同乗者を補償するものですが、保険会社によって対応が違います。約款に「脳疾患によって生じた損害」「故意もしくは重大な過失」などが明記されている場合には、保険金が出ないケースが見受けられます。認知症と診断されていて、症状も重く、自動車を運転したら事故を起こす可能性が高いにもかかわらず運転していたならば、それは「重大な過失」とみなされてしまいます。以上のことから、人身傷害が出るかどうかは認知症の症状や保険会社の対応によって異なることとなります。

④ 車両保険は出ますか？

車両保険も基本的に人身傷害と同じで、個別事例になります。認知症という重大な過失があった場合には、保険金を支払わない保険会社が存在します。保険が出るか出ないかは、保険会社によって、また認知症の症状によって対応が異なります。

全体を通して

そもそも認知症の疑いがある方や認知症と診断されている状態で自動車を運転する・させること自体が非常に危険な行為です。自家用車がなければ、病院に行けない・買い物に行けないなどの地域もあるとは思いますが、事故を起こしてから後悔しても間に合いません。運転が危ないと判断した場合や判断された場合には、運転を控える・免許返上を決断する勇気を持つようにしましょう。

